

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 非常勤職員募集案内

1 職種及び募集人員

ふれあいサービス相談員 1名

2 職務内容

- (1) 高齢者や障がい者等への有料家事援助サービスと高齢者向け給食サービスを提供するための相談援助及び同業務に関する事務
- (2) パソコンによる簡単な文章や資料の作成

3 応募資格

高齢者・障がい者等の生活支援に熱意と関心があり、次の(1)～(3)の要件を満たす人

- (1) 普通自動車(第一種)運転免許を持っている人
- (2) パソコンを使って簡単な文書作成・表計算(Word, Excel)ができる人
- (3) 令和7年12月1日(月)より勤務可能な人

※ただし、次のいずれかに該当する人は、申込みできません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・本会及び地方公共団体である相模原市において懲戒免職の処分を受け当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 勤務場所

相模原市社会福祉協議会 福祉推進課 市民活動係
(相模原市中央区富士見6-1-20 あじさい会館2階)

5 採用予定日

令和7年12月1日(月)

6 身分・任期

身分は、社会福祉法人相模原市社会福祉協議会会長が任命する非常勤職員です。任期は、令和7年12月1日から令和8年3月31日までとします。また、勤務成績が良好な場合は、以降1年ごとに本会との合意により任期の更新を行うことがあります。

ただし、相模原市社会福祉協議会非常勤職員等就業規程第33条に基づき、1年ごとの任期終了時点で満65歳に達している方については、任期の更新はできません。また、採用の日から3か月間を試用期間とします。

7 勤務日時

- (1) 勤務日：月曜日から金曜日の週5日(祝日を除く。)
- (2) 勤務時間：午前9時～午後5時(正午から午後1時は、休憩。時間外勤務あり)

8 賃金

月額 197,400円 社会保険加入

※通勤費は、自宅から勤務地までが2キロメートル以上の場合、規程に基づき別途支給

9 選考方法

第1次審査（申込書・作文）と第2次審査（面接）により選考し決定します。ただし、第2次審査は、第1次審査の結果に基づき選考した該当者のみ実施します。

- （1）作文のテーマは、「**応募の動機**」として、400字詰め原稿用紙2枚程度で、令和7年10月9日（木）～令和7年10月29日（水）までに申込書とともに提出してください。
- （2）第1次審査の結果については、可否に関わらず令和7年10月31日（金）に郵送にて通知します。可否に関するお電話でのお問合せには、応じられませんので御了承ください。
- （3）第1次審査の合格者に対する第2次審査（面接）は、令和7年11月11日（火）を予定しています。
- （4）第2次審査の結果については、可否に関わらず令和7年11月14日（金）に郵送にて通知します。可否に関するお電話でのお問合せには、応じられませんので御了承ください。

10 応募方法

- （1）提出書類等 本会所定の（Ⅰ）申込書、（Ⅱ）作文用紙、（Ⅲ）一次審査結果を郵送する封筒（長形3号；宛名面に応募者の郵便番号、住所、氏名を記入し、110円切手を貼付してください。）の3点を、角形2号の封筒（裏に「応募者の住所・氏名」を記入）を使用し、下記の受付場所へ郵送又は持参にてお申込みください。なお、書留・簡易書留によらない郵送事故については、一切考慮しません。

※提出いただいた申込書・作文は、返却いたしません。また、この選考において市社協が収集する個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的への使用は、一切いたしません。

- （2）受付期間 令和7年10月 9日（木）から
令和7年10月29日（水）まで（必着）

- （3）提出場所及び問合せ先

相模原市社会福祉協議会 福祉推進課 市民活動係

職員採用担当 宛て

住 所：相模原市中央区富士見6-1-20（あじさい会館2階）

電 話：042(756)5098

（月～金、午前8時30分～午後5時まで、祝日を除く。）

FAX：042(759)4382

以 上